

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税等収納管理事務ファイル	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部 債権管理課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等（国民健康保険税含む）の収納状況を迅速に住民情報システムに反映させる。 納税者からの口座振替依頼に基づき、口座振替による市税等収納事務を迅速かつ正確に処理する。 過誤納が発生した場合、対象者に還付する。	
記録項目	1識別番号、2生年月日等、3電話番号、4氏名、5住所、6銀行口座、7納税状況、8個人番号	
記録範囲	市税等の納税者及び特別徴収義務者	
記録情報の収集方法	本人、国（デジタル庁）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町97番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
行政機関等匿名加工情報の概要	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	/	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	/	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市税等滞納整理事務ファイル	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政部 債権管理課	
個人情報ファイルの利用目的	市税等（国民健康保険税含む）滞納者との納税折衝や滞納処分など滞納整理事務に必要な情報の収集を行う。	
市税等滞納整理ファイル	1識別番号、2生年月日等、3電話番号、4氏名、5住所、6性別、7本籍・国籍、8個人番号、9家族状況、10居住状況、11職業・職歴、12財産・収入、13納税状況、14公的扶助、15銀行口座	
記録範囲	市税等滞納者	
記録情報の収集方法	本人、地方税法第20条の11・国税徴収法第141条に基づき収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人、官公署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	/	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
行政機関等匿名加工情報の概要	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	/	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	/	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	/	
備考		